

答申第578号

平成25年6月17日

神奈川県公安委員会
委員長 布施 勉 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成24年12月12日付けで諮問された放置違反金の納付命令に関する文書一部非公開の件（諮問第632号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、弁明書処理簿を特定し、一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の放置違反金の納付命令に関する弁明書の受領記録、弁明書に対する審査内容及び弁明が認められなかった理由が記載された文書を、神奈川県警察本部長が、平成24年9月27日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、弁明書処理簿（以下「本件行政文書」という。）の「弁明要旨及び審査結果等」欄に記載された内容（以下「本件情報」という。）及び弁明書に対する審査内容が記載された文書（以下「本件審査内容文書」という。）の公開を求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、本件情報を非公開とした理由として、弁明審査を含む放置違反金事務（以下「本件事務」という。）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとしているが、本件事務は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第4号イからオまでのいずれの事務又は事業にも該当しないことは明白である。唯一「取締り」という言葉が含まれる同号アに該当する可能性であるが、条例の解釈及び運用基準の解説によれば、これにも該当しないことは明白である。

イ わが国の裁判においては、判決は主文と判決理由から成り、その内容は原則全て公開され、判決理由には、主文の決定に至った法的根拠や弁論に対する審査結果も記述されている。放置違反金の納付命令は、判決の主文に該当するものであり、判決理由に該当する納付命令の理由について、弁明がされない場合は、当該違反事実のみで事足りるが、弁明書が提出された場合は、裁判における判決理由で事実と弁論に対する判断が示されるのと同様に、弁明に対する審査内容と審査結果も公開される

べきものである。

ウ 放置違反金の納付命令に対する処分取消しの異議申立てを行おうとする者にとっては、弁明書に対する審査内容と審査結果も異議の対象となる重要な情報であり、これを公開しないことは、当該者の異議申立てを著しく困難にし、権利利益を害するものであるから、本件情報及び本件審査内容文書は公開されてしかるべきである。

エ 放置違反金の納付命令に関する件に対する弁明が容認されるか否かの基準が明らかとなることが、違法駐車を助長し、違法又は不当な行為を容易にすることにつながる根拠と本件事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの根拠が全く示されていない実施機関の説明は、判例を公開すると犯罪の基準が明らかになり、刑罰を免れるために対抗措置を取るなど犯罪を助長し、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあると言っているに等しい。

オ また、放置違反金の納付命令に関する件に対する弁明が容認されるか否かの基準が明らかにされない状況では、使用者は運転者に生命や財産が脅かされる事態を含むいかなる場合にも放置車両となる車両離脱をさせない責務を強いられるが、基準を明らかにすることは、運転者が車両を離れることが許されるかどうかの判断の一助になる。

3 実施機関（警察本部交通部駐車対策課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、放置違反金の納付命令に関する件に対する弁明書の受理、審査内容及び審査結果を報告するために作成する文書である。

(2) 条例第5条第4号該当性について

本件行政文書の本件情報には、放置車両の使用者が弁明したその要旨とそれに対する審査内容及び審査結果が記載されているものである。

実施機関では、放置違反金の納付命令の「処分基準」を行政手続法第12条に基づきホームページに公表しているが、個々の具体的事例まで公開すれば、事例を研究され、どのように弁明をすれば、納付命令を受ける

か否かが判明し、その結果、放置車両の使用者が納付命令を受けない範囲の放置違反を繰り返すなどの脱法行為を助長し道路交通における県民全体の利益が失われることになる。

したがって、本件情報は、これを公開することにより、放置違反金の納付命令に関する件に対する弁明が認容されるか否かの基準が明らかとなり、放置車両の使用者が放置違反金の納付命令を免れるために対抗措置を取るなど違法駐車を助長し、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、本件事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当する。

(3) 本件審査内容文書の特定について

実施機関は、本件請求に対して、本件行政文書の「弁明要旨及び審査結果等」欄に弁明書に対する審査内容が記載されていることから、本件行政文書を特定したものであり、不服申立人が公開を求める文書は、本件行政文書以外には存在しない。

したがって、本件審査内容文書は、既に非公開情報を除き公開しているものであるが、弁明書に対する審査内容は、上記(2)のとおり非公開情報であるから公開することはできない。

(4) その他

ア 本件事務は、実施機関において内部的に処理されるものであり、その過程を公開しているものではない。不服申立人は、本件事務が、裁判と同様に公開の場において行われていないことをもって権利利益の侵害と主張しているようであるが、本件事務自体がそもそも公開を前提として行われているものではないことから、不服申立人の主張は失当である。

イ 条例に定める情報公開請求制度は、条例第4条に「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる」と規定され、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わずに公開請求を認める制度であることから、請求者が自己の情報を前提として公開請求した場合や放置車両の使用者が放置違反金の納付命令に対して処分取消しの異議申立てを行うことを前提として公開請求した場合であっても、自己の情報であることや放置車

両の使用者等の利害関係人に係る情報であることを理由に、特別に当該行政文書の全ての公開を実施機関に義務付けるものではない。

以上のことから、不服申立人のいずれの主張も認められない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、放置違反金の納付命令に関する件に対する弁明書の受理、審査内容及び審査結果を報告するために作成する文書である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、不服申立人が公開すべきと主張する本件情報及び本件審査内容文書であると認められるので、当審査会としては、当該情報及び当該文書について、以下、検討する。

(4) 本件審査内容文書の特定について

不服申立人は、弁明書に対する審査内容が記載された文書の公開を求めていると認められる。

当審査会において、本件行政文書を確認したところ、本件情報には弁明書に対する審査内容が記載されていることから、不服申立人が求める趣旨の文書であると認められ、他に不服申立人が求める文書が存在することを推認させる事情もないことから、実施機関が本件行政文書を特定したことは、妥当であると判断する。

(5) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 不服申立人は、本件事務は条例第5条第4号イからオまでのいずれの事務又は事業にも該当せず、同号アに該当する可能性についても条例の解釈及び運用基準の解説によればこれにも該当しないことは明らかである旨主張している。

さらに、不服申立人は、裁判における判決理由と同様に弁明に対する審査内容と審査結果も公開されるべきであり、本件事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの根拠が全く示されていない説明は判例を公開すると犯罪の基準が明らかになり犯罪を助長し違法又は不当な行為を容易にするおそれがあると言っているに等しい旨主張している。

エ 本件情報は、放置車両の使用者が弁明したその要旨とそれに対する審査内容及び審査結果であるから、これが公開されれば、放置違反金の納付命令に関する件に対する弁明が認容されるか否かの基準が明らかとなり、放置車両の使用者が放置違反金の納付命令を免れるために対抗措置を取るなど違法駐車を助長し、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあると認められ、道路交通における県民全体の利益までが失われることになる。

オ また、本件事務は、公開を前提に行われているものではなく、本件情報が裁判における判決理由と同様に公開されるべきであるとする理由が存在するとは認められない。

カ したがって、本件情報は、公開することにより、本件事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(6) その他

- ア 不服申立人は、放置違反金の納付命令に対する処分取消しの異議申立てを行おうとする者にとって、弁明に対する審査内容と審査結果も異議の対象となる重要な情報であり、これを公開しないことは当該者の異議申立てを著しく困難にし、権利利益を害するものである旨主張しているが、条例に定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わずに公開請求を認める制度であるから、この条例に基づく請求者は、県民等の一人として行政文書の公開を求めることができるにとどまり、公開、非公開の判断に当たっては、請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、当該不服申立人の主張は採ることができない。
- イ 当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の適否について審理庁から意見を求められているものであり、前記2(2)オの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年12月12日	○ 諮問
12月18日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12月28日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成25年1月7日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
1月22日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
3月28日 (第116回部会)	○ 審議
4月16日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
4月24日 (第117回部会)	○ 審議
5月14日 (第118回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 25 年 6 月 17 日現在) (五十音順)